

平成30年（ワ）第17960号 境川金森調節池差止請求事件

原告 高橋 靖昌 外46名

被告 東京都

2020年7月15日

最終準備書面

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

原告ら代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双 葉

第1	人格権に基づく差止請求における主張立証責任	3
第2	本件金森調節池の建設工事によって、原告らが被る被害の性質と内容	6
1	原告らに想定される被害内容	6
2	本訴提訴後にすでに現実化した被害内容	9
3	小括	13
第3	本件金森調節池の建設工事によって、原告らが被る被害の防除・軽減措置の状況	14
1	工事業者の選定の問題	14
2	交通事故対策も不十分であること	15
3	分割施工により被害軽減ができたはずであること	15
4	スポーツ広場の代替地を確保する努力が不十分	16
第4	本件金森調節池に、社会的有用性・公共性（建設後の運用によって、原告らが被る被害の性質と内容を含む）が無いことないし乏しいこと	17
1	境川の河川構造や流域状況からして洪水被害は限定的であり、本件金森調節池の必要性の基礎に欠ける	17
2	河道整備が完了した場合の金森調節池の将来の効果は極めて乏しいこと	22
3	金森調節池建設による当面の効果を発揮するために上流部の河床掘削をした場合、降雨パターンによっては、従前よりも危険になること	27
4	本件金森調節池建設以外に、他に有力な代替手段があること	35
5	小括	37
第5	本件金森調節池の建設工事に関する行政的基準の遵守状況（住民への説明内容や、住民参加を含む）	38
1	河川法違反	38
2	特定都市河川浸水被害対策法違反	43
第6	上記の総合考量の結果、本件工事は原告らの受認限度を超え、違法である	45

第1 人格権に基づく差止請求における主張立証責任

1 本件は、被告東京都が、二級河川境川に関して、東京都町田市金森六丁目1406番1外において計画している境川金森調節池（「本件金森調節池」）建設工事について、境川周辺に居住する原告ら住民が、同工事によって、生命・身体・生活環境の安全性が現に害され、また、害されるおそれがあることから、原告らの保有する人格権にもとづいて、同工事の差止めを求めるものである。

2 原告ら周辺住民は、生命、自由及び幸福追求に対する権利並びに健康で文化的な生活を営む権利を保障されており、民事上も、生命、身体、健康のみならず、快適でより良好な住環境を求める権利としての人格権を有している。

生命及び身体の安全並びに平穏な生活（生活基盤）は人が個人として生きていくための基礎となる重要な法益であるから、それらが脅かされないための権利である人格権も、排他性を有する。

したがって、被告による本件金森調節池の建設工事及び建設後の運用により、原告らの法益が現に違法に侵害されている場合、または侵害される具体的危険がある場合には、現に行われている違法な侵害を排除するため（妨害排除）、または将来生ずべき違法な侵害を予防するため（妨害予防）、人格権に基づいて当該侵害行為の差止めを求めることができる。

3 そして、その違法性の有無を判断するに当たっては、一般的に、

- ① 加害行為の内容と、被害の性質・内容
- ② 被害防除・軽減措置の状況
- ③ 加害行為の社会的有用性・公共性
- ④ 加害行為の行政的基準の遵守状況

などが、総合的に比較考量される。

その上で、受認限度を超えるような加害行為が違法と評価される（最高裁昭和56年12月16日大阪国際空港事件、最高裁平成7年7月7日国道43号線事件）。

これを、本件に即していえば、以下のとおりである。

- ① 本件金森調節池の建設工事によって、原告らが被る被害の性質と内容

② 本件金森調節池の建設工事によって、原告らが被る被害の防除・軽減措置の状況

③ 本件金森調節池の社会的有用性・公共性の内容（建設後の運用によって、原告らが被る被害の性質と内容を含む）

④ 本件金森調節池の建設工事に関する行政的基準の遵守状況（住民への説明内容、住民参加を含む）

などが、総合的に比較考量されるべきである。

4 そして、まず、本件金森調節池の建設により人格権を侵害される具体的危険が生じると主張しているのは原告らであり、一般に、「人格権侵害の具体的危険」の存在については、大原則として、原告らに主張立証責任がある。

5 しかしながら、上記の③本件金森調節池の社会的有用性・公共性の内容（建設後の運用によって、原告らが被る被害の性質と内容を含む）のように、その判断のために、科学的・技術的な知見や資料を要する争点についても、この原則を貫徹しようとする、人格権侵害の具体的危険の存在についてノン・リケットの場合には差止め請求は棄却され、建設が容認されることとなってしまう。

6 すなわち、原告らと被告との間には、以下のとおり、証拠の偏在がある。

(1) 大東水害訴訟最高裁判決（民集38巻2号53頁）は、「河川の管理についての瑕疵の有無」の判断要素について、「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情」を考慮すべきとしている。

この判決は、河川管理の瑕疵について判断枠組みを提示した判決であるが、そこで指摘されている、「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情」についての資料は、本件における、③本件金森調節池の社会的有用性・公共性の内容（建設後の運用によって、原告らが被る被害の性質と内容を含む）を判断するための資料と共通するものである。

そして、これらの資料は、河川管理者である被告が独占的に保持しており、原告らがアクセスできる資料は限定的である。

- (2) また、被告には、これらの資料に基づき河川工事や治水計画を立案・実行する専門的な知見を有する技術スタッフが多数いるのに対して、原告らにはこれら専門的な知見を有する技術スタッフはおらず、また、原告らに協力する専門家にも乏しい。

7 このような証拠の偏在を踏まえれば、上記主張立証責任の原則論を形式的に当てはめて原告らに対して、③本件金森調節池の社会的有用性・公共性（建設後の運用によって、原告らが被る被害の性質と内容を含む）が無いことないし乏しいことについての主張立証負担を課すことは、要証事実の事實的態様とその立証の難易の観点から著しく不公平である。

一方で、そもそも、本件金森調節池のような公共事業においては、当然に、③社会的有用性・公共性が必要とされるのであり、また、被告は、都議会における審議や、原告らを含む周辺住民に対する説明会においても、社会的有用性・公共性について、十分な説明を行うことを求められているのであるから、本件訴訟においても、③本件金森調節池の社会的有用性・公共性があることに関しては、被告に主張立証責任を課したとしても、被告に対して、何ら負担となることはない。

8 したがって、本件金森調節池のような公共事業の建設差止訴訟においては、少なくとも、事実上の主張立証の負担を適切に分配することで、当事者の公平や正義の観点から、以下のとおり、主張立証責任が修正されるべきである。すなわち、

- (1) 人格権侵害の具体的危険の存在の主張立証責任は原則として原告らにある。
- (2) ただし、③本件金森調節池の社会的有用性・公共性の内容（建設後の運用によって、原告らが被る被害の性質と内容を含む）については、少なくとも原告らが指摘する点に対して、それでもなお社会的有用性・公共性が確保されていることは、被告が主張立証すべきである。
- (3) 被告が、その主張立証に失敗した場合には、③本件金森調節池の社会的有用性・公共性があることについての主張立証が尽くされないこととなり、原告ら人格権侵害の具体的危険の存在が事実上推定されることとなる。

第2 本件金森調節池の建設工事によって、原告らが被る被害の性質と内容

1 原告らに想定される被害内容

原告らは、本件金森調節池建設工事現場である西田スポーツ広場近辺に居住・生活・勤務しているものであり、全員、西田スポーツ広場を利用してきた者である。その他、原告ら各自の立場の詳細については、準備書面（１），同（２）及び同（６）でまとめたとおりである。

（１）大型車両による交通事故の危険性

本件工事は、西田スポーツ広場を３０メートルも掘り下げ、１０年の長期に亘り、１５０万トンもの土砂をショベルカーで掘り起こし、ダンプカー等で搬出することとされている大規模工事である。

本件工事に伴い、大型の工事車両の通行頻度が格段に増加することから、周辺住民は交通事故により生命・身体の安全が脅かされる。これらは原告ら周辺住民に共通して生じる危険である。

特に、本件周辺地域は、通学をする生徒が多数通行するため、当該生徒らの交通事故の危険性は飛躍的に高まる。現に、実際に、本件工事の土砂の搬出ルートとされている道路では、平成２８年２月１７日、小学１年生が横断歩道を渡っていたところ、ダンプカーに轢き逃げされて亡くなっている（甲１７）。

原告らの中には、近隣に居住する幼児（原告目録番号４０）とその保護者ら（原告目録番号３８，３９），こばと保育園に通園する園児（原告目録番号５０，５５），こばと保育園に通園する園児の保護者（原告目録番号４８，５２，５３，５７），こばと保育園を運営する社会福祉法人飛翔会の理事長（原告目録番号４３），こばと保育園の園長（原告目録番号５６），こばと保育園の保育士（原告目録番号４９），こばと保育園の職員（原告目録番号５４）がいる。上記幼児原告は、交通事故の被害者となるおそれが高く、その保護者・保育者である原告は、自らが養育・保育する児童が交通事故に遭うリスクを負う。

被告は、パイプコンベアや交通誘導員配置など、交通事故対策を講じていると主張するが、これらの事故対策が不十分であることは、第３で後述する。

（２）工事に伴う騒音、振動、粉塵、日照問題

本件工事が大規模工事であることは先述のとおりであり、本件工事により、原告ら周辺住民は、長期に亘り、騒音、振動、粉塵、フェンスによる日照問題

に苦しめられることになる。

これらの被害は、原告らに共通して生じるものである。

(3) こばと保育園及びその関係者が受ける損害・不利益

ア 本件工事の実施が予定されている西田スポーツ広場から道路を挟んだ隣には、社会福祉法人飛翔会が運営している「こばと保育園」（定員65名）がある。そして、原告らの中には、こばと保育園に通園する園児（原告目録番号50, 55）、こばと保育園に通園する園児の保護者（原告目録番号48, 52, 53, 57）、こばと保育園を運営する社会福祉法人飛翔会の理事長（原告目録番号43）、こばと保育園の園長（原告目録番号56）、こばと保育園の保育士（原告目録番号49）、こばと保育園の職員（原告目録番号54）がいるところである。

イ まず、こばと保育園は、園庭の面積は129.35㎡であり（甲23の3枚目）、認可保育園の基準より25.75㎡が不足する。そのため、西田スポーツ広場を代替遊技場として認可を受けているものである（甲23の1枚目の「3 屋外遊技場」欄、鈴木本人尋問5頁）。よって、本件工事によって西田スポーツ広場が使用できなくなると、こばと保育園は、園庭面積が認可保育園の基準を満たしていないこととなり、認可が取り消されて、補助金が交付されなくなるなど、経営上の直接の損害を生じるおそれがある。

なお、この件について、原告（原告目録番号43）は町田市に対して、園庭の代替地の斡旋を依頼したが（甲24）、町田市長はこれを拒絶した（甲25）。

また、福永証人尋問10頁に、防音壁を下げて園庭面積を確保するという話が出てくるが、これは工事完了後のことであり、現時点では何らの対策もとられておらず、改善もされていない（鈴木本人尋問8頁）。

ウ また、保育園の狭い園庭だけでは子ども達の運動や遊戯にとっては不十分であるため、西田スポーツ広場は、こばと保育園の園児にとって毎日の遊び場となっている上、保育園行事の夕涼み会や運動会の会場でもある（鈴木本人尋問5頁）。さらに、こばと保育園は、西田スポーツ広場に保育園備品が入った倉庫を設置しているほか、近隣に駐車場がないため貴重な職員駐車場としても利用している。

保育園備品が入った倉庫設置場所だけは、指摘によって改善されたが、本件工事により、西田スポーツ広場が使用できなくなり、園児の遊び場、保育園行

事の夕涼み会や運動会の会場、保育園職員の駐車場が失われたという実害が発生している。

エ さらに、本件工事のショベルカーやダンプカーの振動や騒音により園児のお昼寝に支障をきたし、保育環境が悪化する。

オ ダンプカー等の工事車両が行き交う中では、保護者の送迎や子ども達の近隣への散歩も大変危険であり、交通誘導員は配置されているものの、誘導員は工事車両しか注視しておらず、また迂回路などに配慮しておらず危険である（鈴木本人尋問7頁）。園児、保護者、職員の交通事故の危険も高まるおそれがあること、現に平成28年に小学1年生が轢き逃げで亡くなったことは、先述したとおりである。

カ そして、大規模工事の現場の目の前の保育園に入園を希望する方がいるとは考え難く、しかも、工事期間は、保育園に在園する6年間より長い10年間にも渡る。これらの影響もあり、こばと保育園の入園希望者は現に年々減っており（鈴木本人尋問10～11頁）、また、在園児童の多くが転園する可能性が高く、こばと保育園の存続も危ぶまれる事態である。これにより、社会福祉法人飛翔会としての経営が立ち行かなくなり、更には投下資本の回収も困難になるなど、経営上の重大な利益を侵害されるおそれがある。

キ こばと保育園に通園する園児及びその保護者は、「特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間は満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものといふことができる」（最判平成21年11月26日民集63巻9号2124頁）のであり、こばと保育園が閉園となってしまった場合には、上記法的地位を侵害される。

（4）農業者が受ける損害・不利益

原告の中には、営農者（原告目録番号32）と、営農者かつ本件営農場所の所有者（原告目録番号51。原告目録番号32の父。）もいる。これらの原告は、井上家年間収穫野菜一覧にあるように多種多様な野菜を栽培しており（甲45の2）、営農用の灌漑施設として井戸を利用している。ハウス栽培もしているため、水が潤沢に必要である。

しかし、本件工事は、地下30メートルも掘り起こすため、これにより周辺の井戸が枯渇するおそれが高い。かつて、本件周辺地域において昭和42年頃

に川幅を広げる工事をした際も、周辺の井戸が一旦枯れてしまったという事態が起きており（井上本人尋問４頁）、本件周辺地域には、地下の浅い部分に地下水脈があることが伺われるため、本件工事による井戸の枯渇の可能性は高いものと言える。被告は地下水の変動はないというが（福永証人尋問１１頁）、現に過去の工事の際に枯れたという厳然たる事実があるのであり、被告主張には裏付けがない。

本件工事により、井戸が枯れれば復旧は難しく、農作業に多大な影響を及ぼすことは明らかであり、井戸の代わりに水道水を使うことになると、年間１５０万円がかかるとされている（甲４５、井上本人尋問６頁）。また、井戸水の代わりに水道水を使用することは経済的に過大な負担となるばかりではなく、水道水にはカルキが入っているため、そもそも農業用水に馴染まないという問題もある（井上本人尋問６頁）。新たに井戸を掘ったとしても、適した水脈に当たらない可能性も高い（井上本人尋問７～８頁）。なお、被告は工事との因果関係が認められれば適宜、損失補償をするというが（福永証人尋問１１頁）、原告が質問した際に被告担当者は「（井戸が枯れたら）散水車で水をやればいい」などと述べており（井上本人尋問８頁）、被告は水道水を使うことを前提にしており、然るべき損失補償をしない可能性が高いものである。

水は農業にとって必要不可欠なものであり、本件工事の影響で深刻な水不足となって、農業を営む利益が侵害されるおそれがある。そのような事態となれば、上記原告ら農業者は、その生業である農業を止めざるを得ない事態にまで追い詰められる可能性さえある。

このように、本件周辺地域の農業従事者の受ける損害は著しい。

２ 本訴提訴後にすでに現実化した被害内容

（１）西田スポーツ広場の閉鎖（使用できないこと自体の損害）

西田スポーツ広場は、本件周辺地域にとって、周辺住民の健康を増進するスポーツの場であり、野球、サッカー、グランドゴルフなどが行われている。西田スポーツ広場を使用している団体は、多数に及び、しかも老若男女を問わず幅広い人々が利用している。

西田スポーツ広場管理運営委員会が作られており、西田町内会、少年野球チーム、サッカーチーム、ソフトボールチームなどから役員を選出し、町田市長

に届け出をして（甲１８），本件西田スポーツ広場を管理・運営している。

西田スポーツ広場管理運営委員会が作成して町田市長に提出している西田スポーツ広場利用状況報告書によれば，記録上表れているだけで，２０１７年４月から同年７月までの利用人数は１万１６８５名（甲２０），同年８月から同年１１月までの利用人数は１万１９９０名（甲２１）にのぼっており，１年間では３万人以上が利用している。西田スポーツ広場月別利用状況内訳書（甲２０および甲２１の２の各２枚目以降）によれば，ほぼ毎日，スポーツ団体等が西田スポーツ広場を利用している。また，これ以外にも，近隣の中学校で運動場が使用できなかった際には，西田スポーツ広場で運動会を実施している。

さらに，原告目録番号３は西田町内会長であり，原告目録番号３６～３９，４１～４３は，町内会のメンバーであるところ，西田町内会では，西田スポーツ広場において，約１０００名が参加する大規模な盆踊りや，避難訓練などを実施している。西田スポーツ広場のような規模の広場は近隣には存在せず，代替施設の確保は困難である。その余の原告らも，いずれも西田スポーツ広場の近隣に住む住民であり，西田スポーツ広場でスポーツをし，上記盆踊りや避難訓練に参加するなどしている。

このように，西田スポーツ広場は，子どもたちの健全な成長や，周辺住民の健康の増進等に大きく寄与しているものである。

西田スポーツ広場は，記録上表れているだけで年間３万人ものグラウンド利用者がいるところ，本件工事が続行されれば，これらの利用者は行き場がなくなり，子供たち，青少年の健全な成長が大きく損なわれ，また，様々なスポーツ文化が失われる。

本件工事の期間は約１０年間もの長期に及ぶため，このような地域交流の最大の拠点が１０年間も使用できないこととなり，地域社会コミュニティは崩壊してしまう。

原告らは，全員，西田スポーツ広場を利用してきた者であるが，すでに西田スポーツ広場が閉鎖されたことにより，スポーツや地域の行事の開催できないという実害が生じている。

（２）スポーツ団体の解散・存亡の危機

西田スポーツ広場を練習や試合などで活動拠点として使用していたスポーツチームは数多く存在し，原告目録番号４４，４５，４７は，こうしたスポー

ツチームの代表である。

西田スポーツ広場が閉鎖されたことにより、スポーツや地域の行事の開催ができなくなったという点で、実害が生じている。

西田スポーツ広場を利用してきた伝統ある少年野球チームやサッカーチーム等は、他の代替地を貸してもらって活動を継続しようとしたが、グラウンドの広さが球技に適した広さではなかったり、代替地の近隣住民から苦情が出て「止めさせろ」と言われたりするなどして、いずれも悪条件で、使えるグラウンドがなく（伊地知本人尋問4～5頁）、代替地を確保できない状態である。

また、西田スポーツ広場をホームグラウンドとして、かつては多い時には部員が60人近くいたにもかかわらず（伊地知本人尋問5頁）、本件工事によりホームグラウンドがなくなるということで、部員が4人にまで激減しており、チームが存亡の危機となっている（伊地知本人尋問6頁）。このような部員減少の原因は、これまでは土日はほとんど全て利用できていたのに対し、本件工事により活動の場がなくなったからに他ならない（伊地知本人尋問14頁）。

本件工事により、西田スポーツ広場をホームグラウンドとしていた多くの伝統あるスポーツチームが、存亡の危機となり、解散に追い込まれているのであり、このような喪失は重大な損害である。

（3）不動産の資産価値の下落

さらに、住環境が悪化し、不動産の資産価値も下落している。

元々、本件周辺地域は良好で平穏な住宅街であった。本件金森調整池工事の対象となっている西田スポーツ広場の周辺地域は、建築協定書が締結された建築協定区域を含んでいる。すなわち、東京都町田市金森字10号1438番1ほかの区域は、昭和62年1月27日、東京都住宅供給公社理事長が申請し、町田市との間で、同年3月16日、「ホームタウン町田金森協定」を締結した区域である（甲15）。本件建築協定に基づく本件建築協定区域の範囲は、甲15の区域図（図2）のとおりであり、西田スポーツ広場の周辺地域に含まれている。

そして、本件建築協定は、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とし、協定区域内における建築物の用途、形態、敷地、位置に関する基準を定めると共に、違反者に対する工事施工停止や是正措置を請求するものとしている（甲15）。

東京都住宅供給公社は、本件建築協定を前提として、昭和62年、本件建築協定区域の一戸建分譲住宅40戸を、「ホームタウン町田金森」「緑のリバーサイドストーリー 暮らし、ふっくら。」と題して、大々的に購入募集をした（甲16）。この購入募集には、「21世紀にふさわしい家づくりをめざし全戸に高規格住宅を導入。」「高規格住宅とは、耐久性、居住性、安全性、意匠、環境等の面で住宅金融公庫が定める水準の規格を有する住宅のことです。」とも記載されていた（甲16の24頁）。

また、東京都住宅供給公社は、本件建築協定を前提に、別途、49区画の宅地を分譲した。これに基づき、本件建築協定の基準に従って49戸の住宅が建築され、上記40戸と合わせて、「ホームタウン町田金森」として89戸の住戸があり、住民が居住して生活している。

これにより、本件建築協定区域では、町田市との間で締結された建築協定に基づく良好で平穏な住環境が形成され、維持増進されてきた。これにあわせて、本件建築協定区域に隣接する区域など、本件周辺地域全体においても、良好で平穏な住環境が形成されてきたものである。

しかしながら、本件工事により、本件周辺地域の住環境が悪化し、土地の資産価値は下落している（高橋本人尋問4～5頁）。不動産を購入した際の金額の半額以下でも売ることができないという状況となっており、住宅ローンが残っている原告もいることから、たとえ本件工事を避けるために周辺住民が移転したくても、経済的に移転が困難となっている状態である（中川本人尋問12頁、高橋本人尋問7頁）。

（4）クレーン事故

本件工事の弊害・危険性が現実化したのは、2019年6月14日に発生したクレーン車の横転事故である（甲59～甲65）。クレーン車はアーム部分を伸ばした状態で、車体の後ろ側が完全に浮き上がり、電線が切断され、周囲の停電を招いた。幸いなことに、けが人は発生しなかったが、一步間違えば、人命にかかわる重大事故に発展する可能性があった。

事故の原因は、「物理的な要因」として「ブームを下げながら旋回していたところ、作業半径の限界に達してしまい、ブームが止まったことにより、杭打ち機がバランスを崩して転倒した」、「人的な要因」として「作業計画書について、オペレーターへの周知が不十分であった」とされている（甲64、鈴木

本人尋問 9～10 頁）。

本件事故後の緊急工事協議会の開催記録には、住民が「話が違うではないか。杭を打つことに使用する専門の機械ではないだろう。」と質問したのに対し、安藤ハザマが「杭を打つ専門の機械ではありませんが違法ではありません。」と答え、住民が「それはうっかりミスなのか。」との質問には、「オペレーターの横着と言えます。」と回答している（甲 76）。

このような安全対策の基本の欠如により、重大事故が通学路の頭上で起きたのである（鈴木本人尋問 9～10 頁，中川本人尋問 10 頁）。

このような事業者との契約関係を直ちに直すべきであったが、被告は見直さなかった。本件工事は、その建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害の方がはるかに大きいことは明らかである。

3 小括

以上のとおり、現に本件工事に伴い、西田スポーツ広場が利用できなくなったことで、原告らの各種スポーツ活動を壊滅状態にし、また、地域コミュニティをも崩壊させつつある。工事車両通行による交通量の増加による交通事故の危険性の増加、住環境の悪化、保育園の経営の阻害、農業者らの使用する井戸水の枯渇のおそれ、現実のものであり、原告らのさまざまな権利・利益が、侵害され始めている（甲 29～甲 58）。

第3 本件金森調節池の建設工事によって、原告らが被る被害の防除・軽減措置の状況

本件金森調節池建設工事に伴う原告らの権利・利益の侵害に対して、被告の被害防除・軽減措置は、全く欠落ないし著しく不十分である。

1 工事業者の選定の問題

被告の本件工事については、前記のように、業者の選定自体に重大な問題がある。

本件工事について、安藤ハザマが2018年7月に入札し、同年10月に契約に至っている（福永証人尋問16～17頁）。しかし、この入札の前から、安藤ハザマは、建設現場の足場が崩れて通行人が死亡する事故や、建設現場で火災となり死傷者が出る事故などを引き起こしており、企業コンプライアンス上、非常に大きな問題を指摘されている会社であった（福永証人尋問17頁）。

そうした中で、本件工事現場でも、先述したクレーン車の転倒事故が発生したのである。当該事故の原因は、先述のとおり、「物理的な要因」として「ブームを下げながら旋回していたところ、作業半径の限界に達してしまい、ブームが止まったことにより、杭打ち機がバランスを崩して転倒した」、「人的な要因」として「作業計画書について、オペレーターへの周知が不十分であった」とされており（甲64）、甲76の安藤ハザマの回答内容を見ても、安全対策の基本が欠如していることは明らかである。この点については、被告側証人である福永証人も、「ひどいとは思います。」と回答しているところである（福永証人尋問20頁）。

このような重大事故が発生し、被告の内部でも、契約の解除に関する契約条項を確認せざるを得ない状態となったほどであるが、それにもかかわらず、被告は安藤ハザマとの契約を解除することなく、継続している（福永証人尋問18～19頁）。

本件工事のような大規模工事においては、特に安全に施工することが強く要請される。原告らが繰り返し主張しているように、交通事故の危険性の高いことも踏まえれば、猶更である。安藤ハザマのこれまでの建設現場での事故や、上記事故原因調査の結果を踏まえると、本件クレーン車転倒事故のような重大事故が再発する危険性が高いものと言わざるを得ない。

被告の業者の選定，そして，重大事故が生じたにもかかわらず引き続き安藤ハザマに工事を続行させていることは，原告ら周辺住民の生命，身体の安全を危険にさらすものである。

2 交通事故対策も不十分であること

(1) パイプコンベアの不十分性

本件工事計画においては，交通量削減のためにパイプコンベアによって土砂搬出することが予定されているが（甲 7 の 1），パイプコンベアの故障，メンテナンスその他必要な場合，市道ルートをダンプカーが土砂搬出することとされている（甲 7 の 1 の 8 頁）。また，建築資材の搬入はダンプカーが行うこととされ，生コンクリートはコンクリートミキサー車でしか運べない。

よって，パイプコンベアの導入後も，周辺地域に多数の工事車両が通るといふ事態には変わりがない。現に，10 トンダンプカーやコンクリートミキサー車が，原告の自宅の前を走行している状態が発生している（中川本人尋問 6 頁）。

(2) 生コン車両も減らせること

被告は，本件工事について，被害の防止に関する措置として，パイプコンベアによる土砂搬出という方法を取り入れているが，コンクリート打設工事においては，大型の工事車両の通行を無くすか，あるいはできる限り低減する工事方法を追求する努力も行っておらず，あるいは，全く不十分である。

コンクリート打設工事において，生コン車で運送するのではなく，現場で生コンを製造するプラントを作ることによって，大型車の通行は激減させることができる。しかし，被告はこうした被害防止措置を検討すらしていない。

(3) 交通誘導員について

被告は交通誘導員を配置していると主張するが，そもそも迂回路などには配置されていないため極めて不十分であり（鈴木本人尋問 7 頁），また，交通誘導員は工事車両のことしか見ておらず，住民や子どもの通行に注意を払っていないため，交通事故の防止策として不十分である（中川本人尋問 7 頁）。

3 分割施工により被害軽減ができたはずであること

また，被告は，当初は，本件金森調節池建設工事を 2 期に分けて，分割施工とし，西田スポーツ広場の半分について利用を継続できるような計画を示していた

（小田中証人尋問 3 1 頁）。被告自身、「一部供用開始による治水効果の早期発見や、工事中の広場一部利用が可能なことから、分割施工としました。」としており（甲 4 の 2），工事中に広場が一部利用し続けられる分割施工の方が，一括施工よりも，近隣住民にとって負担が幾分か軽いものであった。原告らは，2 期に分けたとしても，同工事を許容するものではないが，西田スポーツ広場の半分について利用を継続できるような分割施工での工事方法が採用されれば，原告らの被害は軽減することができたのである。

しかし，被告は，一方的に，これを取りやめた。この変更により工期が約 1 年半短縮されるが，スポーツ広場は工期中全部が利用できなくなった。

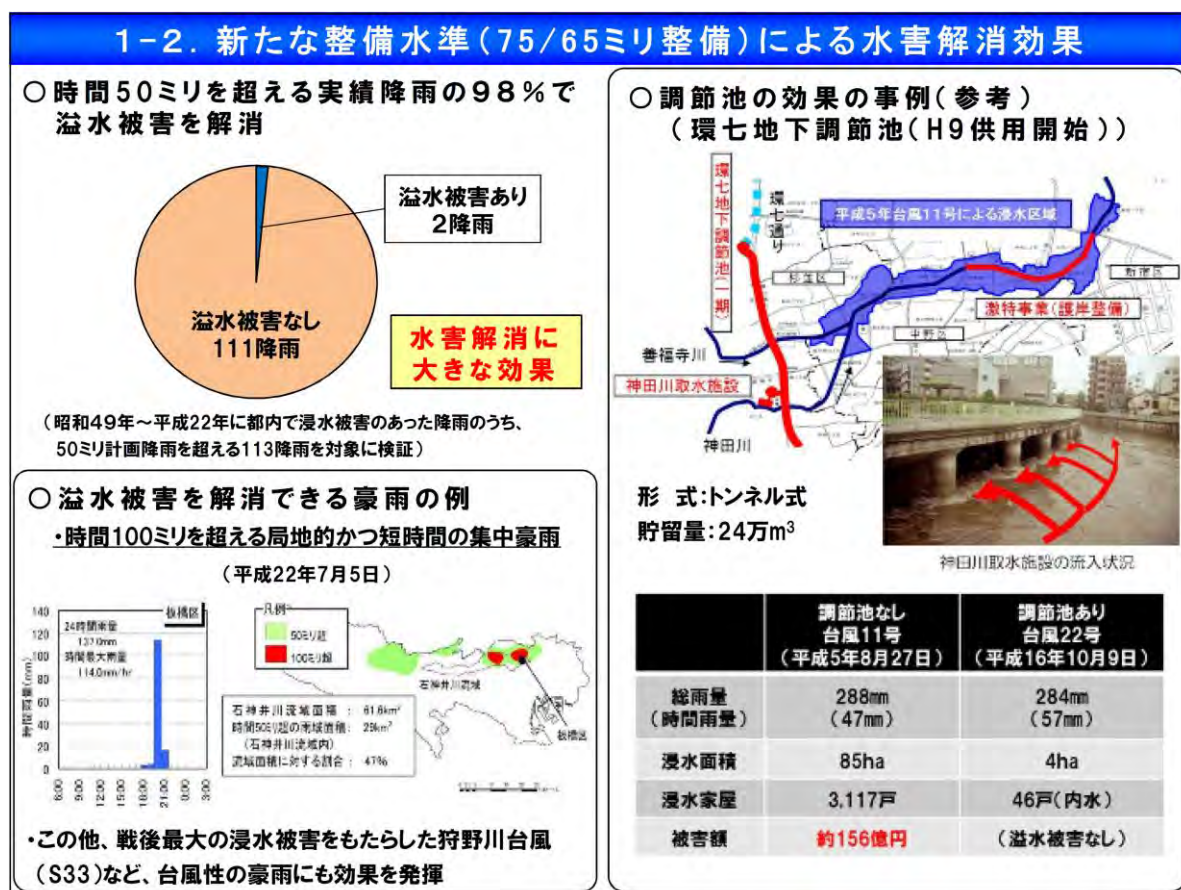
そして，このような分割施工から一括施工への変更という，重大な工事方法の変更に際して，被告は，住民説明会等で一括施工か分割施工かの意向調査をしていない（小田中証人尋問 3 2 ～ 3 3 頁）。

4 スポーツ広場の代替地を確保する努力が不十分

被告は，西田スポーツ広場の代替地を確保する努力を全く行っていない。そのため，先述したように，西田スポーツ広場を利用してきた伝統あるスポーツチーム等は，他の代替地を貸してもらって活動を継続しようとしたが，グラウンドの広さが球技に適した広さではなかったり，代替地の近隣住民から苦情が出て「止めさせろ」と言われたりするなどして，いずれも悪条件で，使えるグラウンドがなく（伊地知本人尋問 4 ～ 5 頁），代替地を確保できない状態となっている。そして，本件工事により，西田スポーツ広場をホームグラウンドとしていた多くの伝統あるスポーツチームの活動の場がなくなったことで，部員が大幅に減少し，存亡の危機となり，解散に追い込まれているのである。

イ 東京都においては、都区部（とりわけ都心部）における状況と、多摩地区（特に境川流域）の状況とは全く異なる。すなわち、被告東京都の都区部（とりわけ都心部）においては、土地の高度利用が進み資産の集積も著しく、地下施設も数多くあることから、洪水に対する潜在的な危険性は高い。

被告東京都は、「新たな整備水準（75／65ミリ整備）による水害解消効果」として、「時間50ミリを超える実績降雨の98％で溢水被害を解消」としているが、その水害の事例や調節池の効果も、都区部におけるものである。



（甲9の1）

ウ これに対して、多摩地区においては、都区部ほど、土地の高度利用は進んでおらず、地下施設も少ないことから、洪水に対する潜在的な危険性は低い。特に境川流域は、主に一般住宅地・農地であり、地下施設はほとんどない。

エ そして、東京都管理区間の治水において考慮しなければならないのは、鶴瀬橋よりも上流の流域における降雨である（下図参照，小田中証人16頁）。この部分の距離は約20キロ，流域の幅は2～3kmであり，面積は約50キロ平方メートルである。これは，境川の全体の流域面積約211キロ平方の，約25パーセントにすぎない。

根岸橋上流端（上流は神奈川県管理区間）流域の幅は2～3kmである。



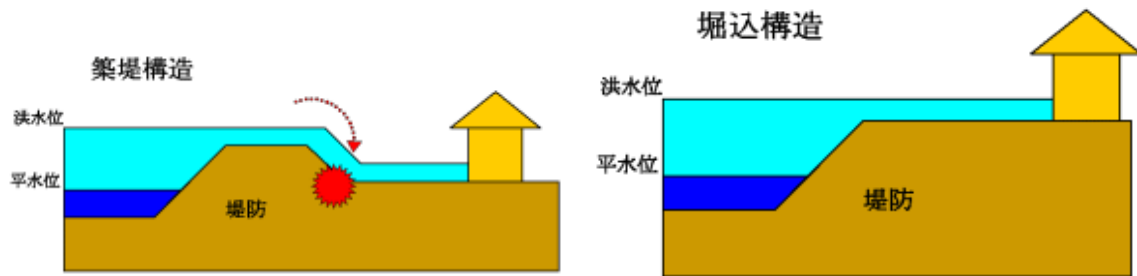
鶴瀬橋から上流方向（東京都管理区間）流域の幅は2～3kmである。



図 1-9 河川図

(2) 境川は「掘込構造」の河川であること

ア 河川の堤防の構造は、大きく「掘込構造」と「築堤構造」に分けられる（甲 1 1 京都府HP）。



イ 「築堤構造」の河川では、洪水が堤防を越流した場合、堤内側（住宅側）で洗掘を受けて、堤防が決壊する危険性があり、堤防が決壊した場合の水害被害は甚大なものとなる。また、越流があった場合、掘込河川に比べて長時間冠水が続く。

鬼怒川の中・下流部は「築堤構造」の河川であるが、平成27年9月関東・東北豪雨によって、茨城県常総市の鬼怒川左岸の若宮戸地区と三坂地区の2箇所で大規模な溢水・破堤があり、これによって、常総市の市域の約3分の1が浸水し、市内の住宅被害は全壊53軒、大規模半壊と半壊は計約5000軒に上るなど、極めて深刻な被害を発生させた。堤防が決壊した場合の水害被害が甚大なものであることを示した代表的な水害である。

その他、2018年7月是小田川（岡山県真備町）で、2019年10月は千曲川ほか多くの河川で、堤防が決壊して多数の死者が出たが、これらの水害被害も、「築堤構造」の河川におけるものである。

ウ これに対して、「掘込構造」の河川では、このような危険性はない。また、河川の水位が低くなれば、冠水も比較的早く引く。したがって「掘込構造」は「築堤構造」の河川に比べて、水害の危険性は格段に小さくなる。

エ そして、本件の境川は「築堤構造」の河川ではなく「掘込構造」の河川である（甲 1 河川整備計画図1-2，小田中証人17頁）。したがって、境川で洪水が発生したとしても、「築堤構造」の河川のように堤防が決壊して被害が広範囲の流域地域に拡大するような危険性はない。「掘込構造」の河川では、洪水が河道から溢れてきた場合でも、水深は徐々に増加するので、避難のための時間は十分に確保できる。したがって、人命にかかわるような洪水災害の危険性はそもそも

ない。

(3) 境川における過去の洪水被害も限定的であること

ア 甲 1 河川整備計画 13 頁には、多くの洪水について報告されているが、一部を除き、すべて神奈川県が管理する下流部分で発生したものである。

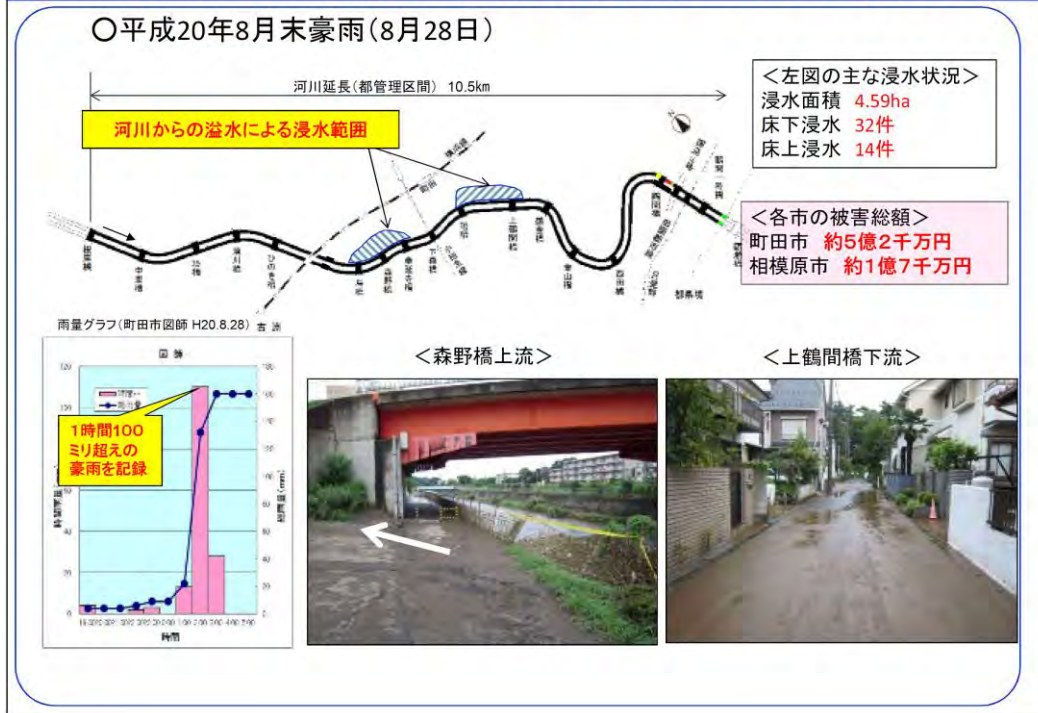
イ 平成 20 年 8 月水害は、境川における近年もっとも大きな洪水被害であるが、この時に被害を受けた地域は、町田市の森野地区、原町田地区（市役所付近）～ J R 町田駅付近であり、いずれも金森調節池より上流であって、金森調節池が建設されたとしても、それよりも上流部で発生する洪水を緩和することはできないので、金森調節池を建設するだけでは、このような災害を防止する効果はない（小田中証人 20 頁「建設しただけでは寄与しないです」と明確に認めている）。

そして、その被害の内容は、「4.59ha が浸水し（床下浸水 32 件、床上浸水 14 件）」とされている（乙 5、99 頁「一般資産被害調書（2/2）の「境川」の項」）。しかしながら、境川の 10 地区における地区ごとの原因は、「内水」が 5 地区、「内水・溢水」が 5 地区であり、溢水のみが原因とされている地区はない。また、平成 20 年は、「町田市及び相模原市で約 6 億 9 千万円の損害が生じた」とされているが、これらの金額については、「平成 20 年における水害記録」（乙 5）には記載は無く、他の立証もなされていない。

ウ 被告は「平成 20 年度以降についても、（略）、平成 20 年、平成 26 年、平成 28 年、平成 29 年と水害ないしその直前の状況が出現している」と主張する（被告準備書面（3）15 頁、乙 18 の 1～乙 21）。

しかしながら、このうち、平成 26 年及び平成 29 年は、水害被害は無い。また、平成 28 年は、床下浸水 1 件、床上浸水 1 以外には無く、また、これらの浸水の原因は内水による被害である。

(参考資料2) 平成20年8月末豪雨における水害状況



(4) 小括

原告がいう、大規模な水害とは、人命に関わるようなものや、堤防が決壊することによってごく短時間で一気に浸水するようなことを指している。本件周辺区域では、人命に関わるような水害被害は無い。また、本件周辺区域は、「掘込構造」であり、「築堤構造」では無い(被告答弁書8頁でも、認めている)。したがって、本件周辺区域では、堤防が決壊することによってごく短時間で一気に浸水するような事態は、そもそも生じようがない。

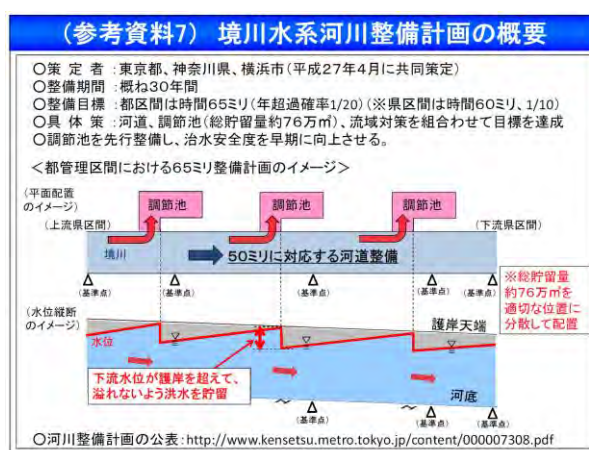
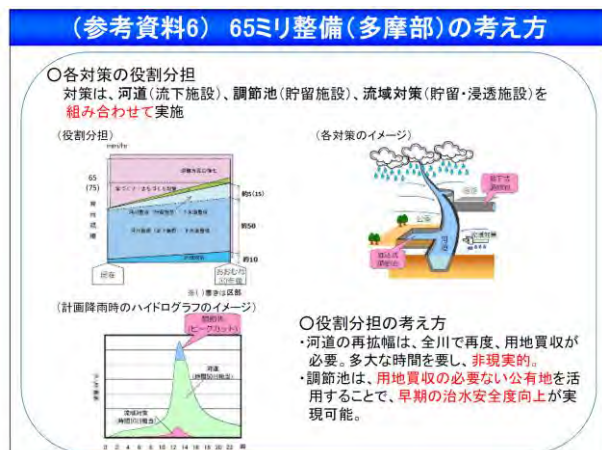
河川整備の具体的な内容は、各河川の実情とりわけ各河川において予測される河川災害に合致したものでなければならない。境川の流域において、「新たな治水対策が喫緊の課題」となっているという状況はない。

2 河道整備が完了した場合の金森調節池の将来の効果は極めて乏しいこと

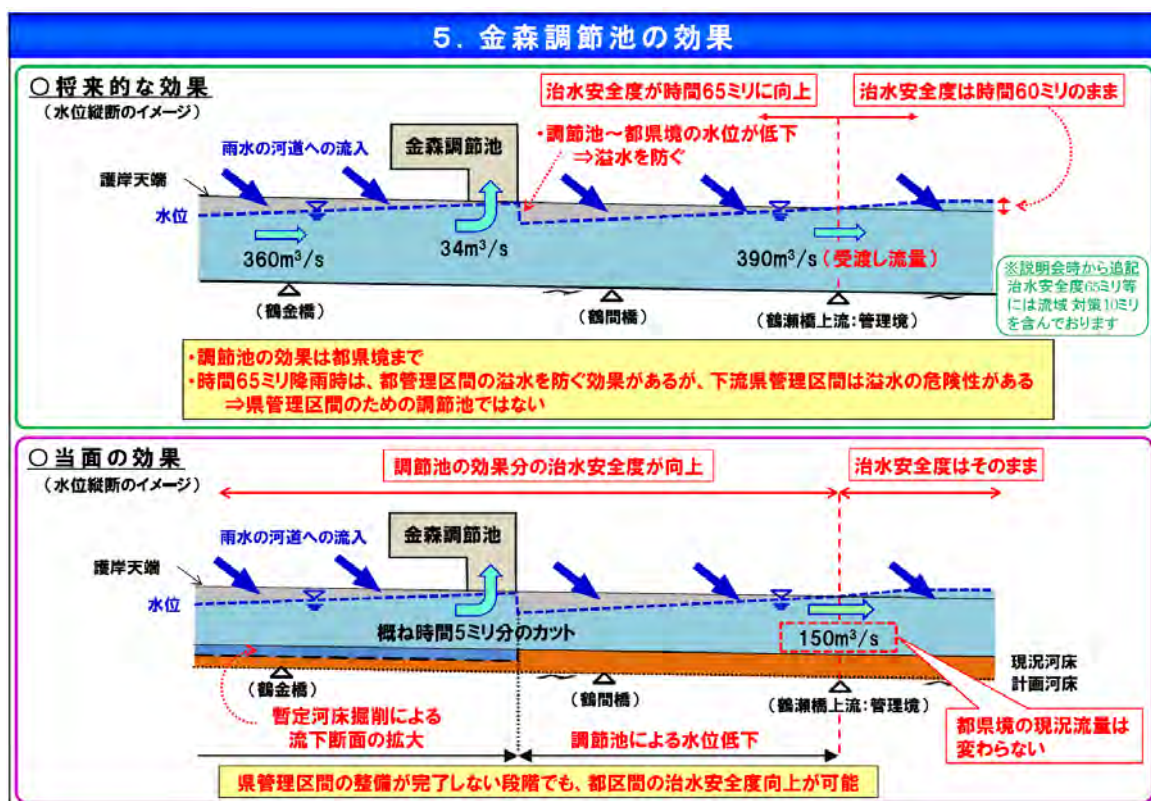
(1) 河道整備計画の内容

境川においては、将来計画として、時間雨量65ミリの降雨を想定し、50ミリ分については河道整備を行い、10ミリ分は流域対策で補い、5ミリ分を調節池で対応するという考え方が示されている。

(甲9の1)



(甲10の1)



(2) 将来計画において、金森調節池の効果は極めて乏しいこと

ここで、金森調節池の将来的な効果としては、「調節池より下流の鶴間橋から都県境である鶴瀬橋上流までの区間内に流入する雨水のうち、河道の能力を超える部分」に相当する流水を、調節池で取水し、調節池より下流の水位をあらかじめ低下させて河道の流下能力内に収めることで、浸水被害を軽減することを目的としているとされている（乙41小田中陳述書5頁）。

この時点では、東京都管理区間においても、下流の神奈川県管理区間においても、雨量50ミリ相当流量分については、河道整備がなされている、ということが前提となっている（小田中証人22頁）。

金森調節池の将来的な効果は、調節池より下流の治水安全度を上げるためのものであり、上流部に対する治水効果は無い（小田中証人22頁）。

金森調節池から都県境まではわずか3キロ程度である。将来計画では、この部分の治水安全度を上げるためという以外に、金森調節池を建設する目的はない（小田中証人22頁～23頁）。

しかし、金森調節池から、都県境までの間の地域で、これまでに浸水被害が発生したことはない（小田中証人23頁）。

(3) 金森遊水地を建設する必要性があると判断した根拠が無い

小田中証人は、これまでに浸水被害が発生したことが無い場所のために、200億円以上をかけて、しかも、原告らを含む多くの住民が利用している西田スポーツ広場を何年も閉鎖して、金森遊水地を建設する必要性があると判断した根拠を問われ、以下のとおり述べた（下線部は原告代理人）。

「河川の整備は、浸水実績があるところだけを目的としてやっておるわけではございませんで、一連の管理区間全てで同じ安全度にしていくというのが、基本的なスタンスでございます。ということで、まず基本的には浸水実績に関わらず、同じ安全度で整備していくということでございますので、かつ、先ほどちょっとお話をさせていただいたんですが、雨の降り方によって、下流でもかなり危ない状況が見受けられました。今後、どのような雨が降って、また浸水被害が発生するとも限らな

い中、やはり下流の安全度を上げるために調節池を作っていくというのは重要であるというふうに考えます。」（小田中証人 23 頁）

「東京都管理区間で合計76万トンの調節池が必要となります。これは一律同じ安全度で整備をしていかなければならないところで、その中で、まず事業を実施していくに当たりましては、公共用地を使用して整備をしていくということが大前提でございましたので、レベルアップした65ミリ対策ができることになったところにおいて、調節池が整備できるような公共用地を調査し、町田市にも協力を打診したところでございます。そのときに、御協力をまずいただける公共用地として、調節池の事業用地として確保できるところが金森調節池の西田スポーツ広場と上流の木曽東調節池の町田市クリーンセンターの跡地でございました。その2つの調節池がまず先行して整備をできるというところでございます、下流の何か特定のところを守るとか、そういう目的のために先に整備をしているとかいう意味ではございませんで、今後上流側にも必要な調節池をちゃんと整備していくというところになります。」（同証人 24 頁）

このとおり、小田中証人は、まったく質問に答えることができていない。小田中証人が、述べていることは、結局のところ、金森調節池の建設を決めたのは、たまたま西田スポーツ広場という手ごろな土地が使用できたからだ、ということに尽きている。

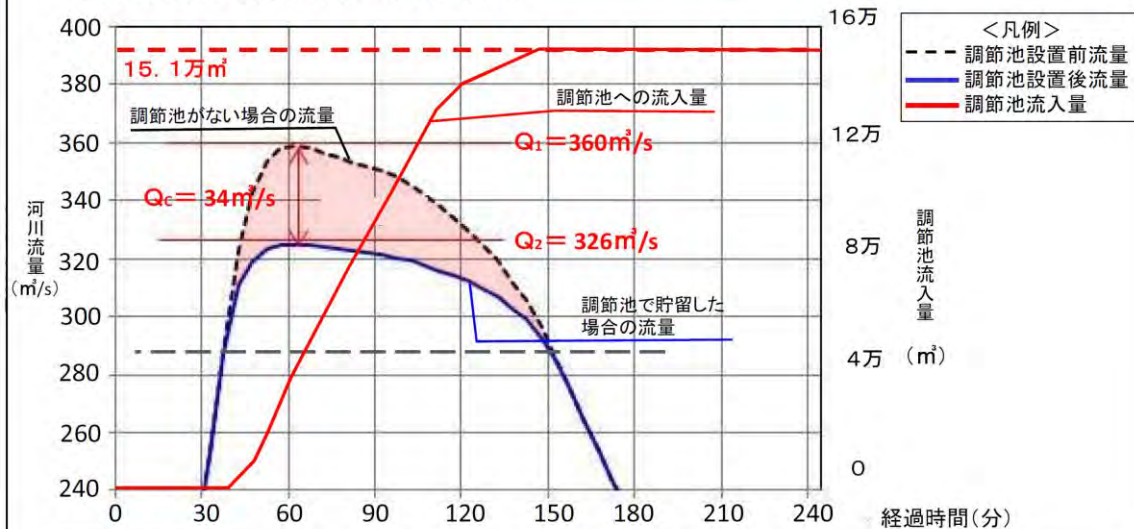
(4) 調節池は想定している雨量・流量を超えた場合には治水効果を失ってしまうこと

下図は、金森調節池の将来計画における治水効果を示したものである。

(甲 6 の 1)

9. 金森調節池約15万トンの根拠

＜流量変化と調節池流入量のグラフ＞



- 調節池がない場合の最大流量 $Q_1 = 360 \text{ m}^3/\text{s}$
 - 調節池で貯留した場合の最大流量 $Q_2 = 326 \text{ m}^3/\text{s}$ (これを上回ると下流都区間で溢水発生)
 - 調節池で低減が必要なピーク流量 $Q_c = Q_1 - Q_2 = 34 \text{ m}^3/\text{s}$
 - 上記を満足させるためには、調節池に 部分の洪水を貯留しなければならない。
- ➡ 必要貯留量 = 約15万 m³

ここでは、将来計画において、調節池が無い場合の最大流量は毎秒360トンとなり、この上流では河道に収まっていて浸水被害はないが、下流では浸水被害が生じる、そこで、最大毎秒34トンを金森調節池に貯留して、下流に流す流量は最大毎秒326トンとして、下流の浸水被害を防ぐこと、ピンク色で塗られた範囲が調節池で貯留する合計15万トンとなり、満杯になるまでには約110分かかると、が示されている（小田中証人26頁）。

しかし、この将来計画は、あくまで1つの降雨パターン（時間50ミリ相当）を示したものである。時間60ミリ相当の流出があった場合には、より短時間で調節池は満杯になってしまい、調節池の機能は喪失する（甲67石崎意見書2頁、石崎証人10頁～）。

この点は、小田中証人も、「想定している雨量、流量を超えてしまうと、治水効果を失ってしまうというのはそのとおりですね」との質問に対して、小田中証人も、「それはやむを得ないところだと思います」として認めている（小田中証人2

6 頁)

(5) 小括

以上のとおり，河道整備が完了した場合の金森調節池の将来の効果は極めて乏しく，金森調節池建設の社会的有用性・公共性は，何ら立証されていない。

3 金森調節池建設による当面の効果を発揮するために上流部の河床掘削をした場合，降雨パターンによっては，従前よりも危険になること

(1) はじめに

被告は，河道整備が完了する前の，金森調節池建設による当面の効果として，「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり，上流における流下能力が増すことから，上流区域においても，水害に対する安全性が向上する」と主張する（被告準備書面（1）12頁）。

しかしながら，この計画では，本件金森調節池で流水を取り込み，その容量が満水となった以降は，本件金森調節池周辺の洪水安全度は，むしろ低下する。すなわち，この場合，本件金森調節池が設置されることによって（正確には，本件金森調節池が設置され，上流部の河床掘削がされることによって），原告らの水害の危険性が，現在よりも増大する結果を招く。

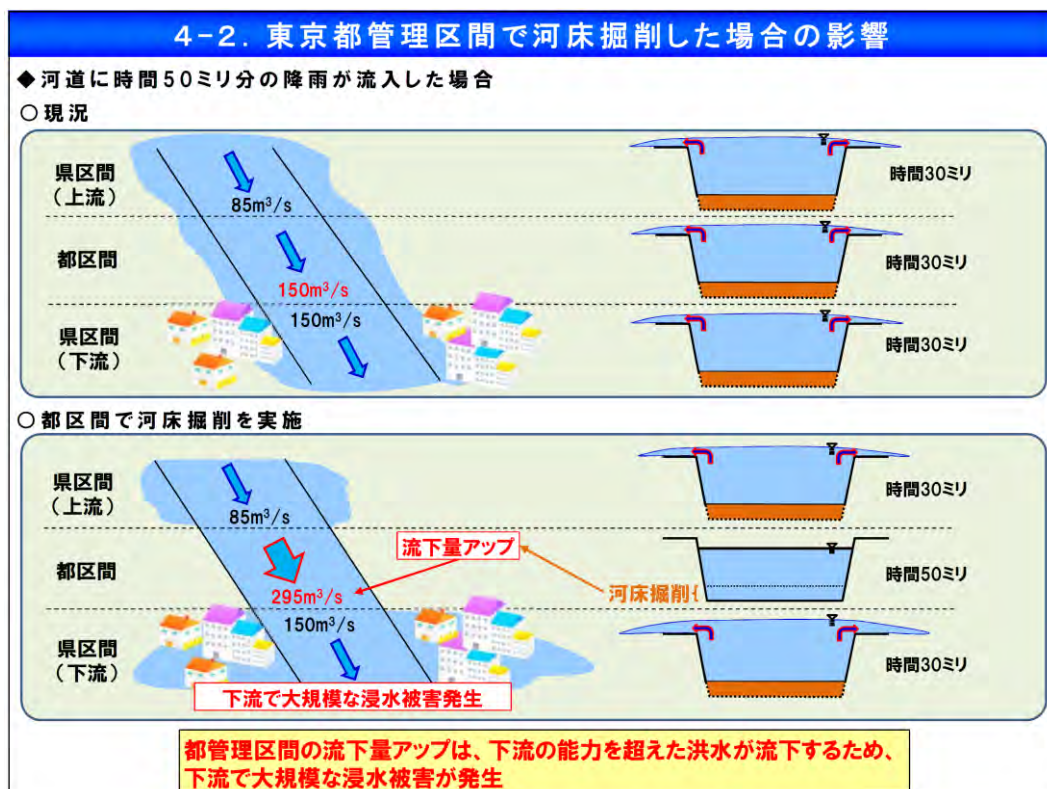
したがって，本件金森調節池は，その建設工事中に原告らの人格権を侵害するだけでなく，建設工事終了後運用が開始された後も，原告らの水害の危険性をむしろ増大させ，原告らの人格権を侵害するものとなる。

(2) 河道整備において，なぜ下流から河床掘削をすることが原則とされるのか

ア 河床掘削は，河道の断面積を増加させることにより，河川の流下能力を向上させる工事である。河床を掘削し，河川の流下能力を向上させれば，より多くの洪水を下流に流下させることができることになるから，河床掘削を行った周辺地域の治水安全度は向上する。

イ ここで、河床掘削を、河川の上流部で行い、その下流部では行わないという場合には、下流部では、上流部の河床掘削を実施する前よりも、より多くの洪水が押し寄せることになり、下流部ではその洪水を流下させることができず、その結果、原告らの居住する中流部においては、水害の危険性は、工事前よりも増加することになってしまう。

ウ 被告自身、「被告管理区間」では「時間雨量50ミリ（年超過確率1／6．3）対応による改修工事が実施されてきており、現在の護岸整備率は98％（平成27年度末（略））となっている一方で」「下流の神奈川県管理区間は未整備区間が多く残っているため、流下能力は時間雨量30ミリ対応程度に止まっている」「この状態で、被告管理区間における整備実施相当の流下量をそのまま神奈川県管理区間に流下させれば、下流の神奈川県管理区間において浸水被害が発生することは明らかである」（被告準備書面（1）3頁）と述べているが、これは、まさに上記の趣旨を言うものである（なお、小田中証人18頁～20頁は、「治水安全度」が低下するのではなく「より大規模な浸水被害が発生する可能性は高くなる」という表現の方がよろしい」というが、実質的に意味にしていることは同じである）。（甲9 4－2）。



エ それでは、反対に、下流部の流下能力を向上させる一方で、上流部をそのままにした場合はどうか。この場合は、河床掘削を行った下流部の周辺地域の治水安全度は向上するが、上流部はそのままであるので、上流部の治水安全度は変化しない。

オ ある箇所で事業を行うことにより、その周辺の治水安全度が向上するとしても、同時に他の箇所に不利益を生じさせる場合は、そのような事業は行ってはならない。河川の流下能力を向上させる河床掘削は、下流から順に行うこと、これが、河川整備の大原則である。

カ 東京都が作成した「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」（甲２）でも、「通常、河川整備は下流から順に河道を拡幅もしくは掘削することで、所要の治水安全度を確保するのが原則である」（３８頁）とあるのは、この趣旨を述べるものである。

キ もちろん、下流に守るべき住戸や財産が無い場合は、そもそも、下流の安全を気にする必要が無いのであるから、下流原則は修正する必要がある。しかし、境川は最下流部まで人口密集地帯であるから、下流原則を修正しなければならない根拠に欠けている。

ク また、本件の境川では、上流部と下流部を神奈川県が、中流部を東京都がそれぞれ管理しているが、このように管理主体が異なる場合でも、河床掘削を下流から行うべきという原則を変更すべき理由とはならない。

(3) 被告の主張

被告は、本件金森調節池の整備効果について、以下のとおり主張する（被告準備書面（１）１１頁～１２頁，同（３）１８頁）。

ア 本件金森調節池によって、調整池より下流に流下する流水をあらかじめ取水することで、下流に流下する流量が減少し、神奈川県管理区間の整備が完了しない段階でも、本件調整池より下流の都管理区間の治水安全度が向上する（これを、被告は「下流に対する整備効果」という）。

イ 本件金森調節池で流水を取り込むことで、上流部から現状より多くの流水を流

すことも可能となるから、調節池を担保として調節池から上流に向けた河床掘削が一部可能となり、調節池よりも上流の流下能力の向上により、上流区域の治水安全度も向上することができる（これを、被告は「上流に対する整備効果」という。）。

(4) 被告の主張に対する反論

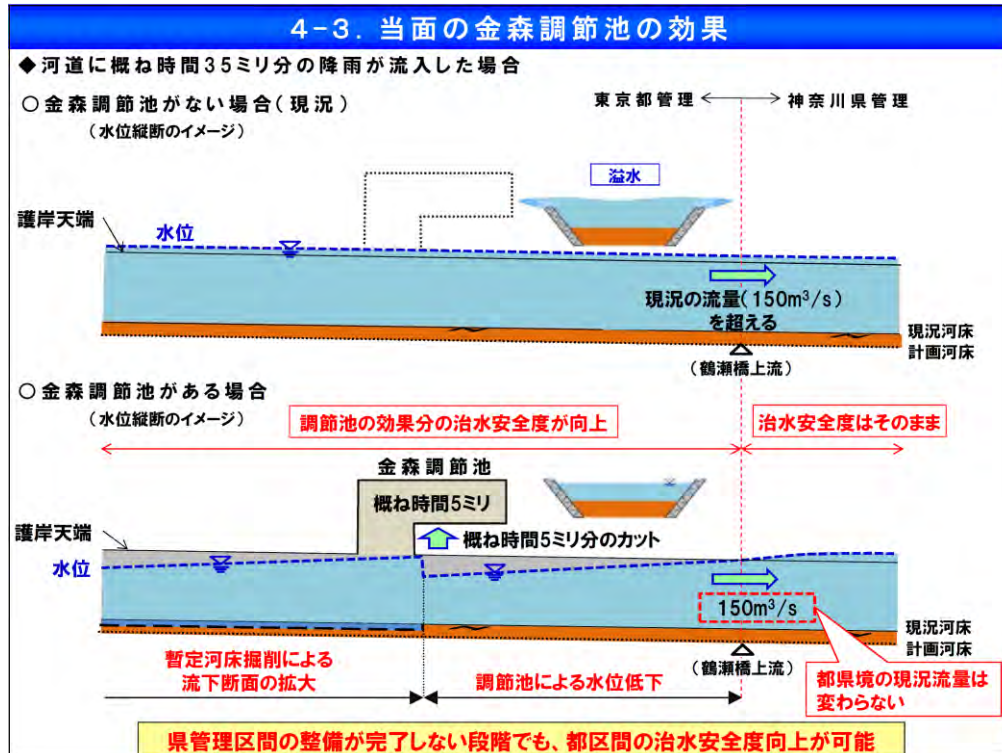
ア 被告が主張する、ア下流に対する整備効果については、そのとおり全く正しい。

ただし、金森調節池から都県境まではわずか3キロ程度であり、またこの間で、これまでに浸水被害が発生したことはない（小田中証人23頁）。したがって、「下流に対する整備」の必要性は乏しい。

イ これに対して、イ上流に対する整備効果については、本件金森調節池で流水を取り込み、その容量が満水になるまで、においては正しい。しかし、その容量が満水となった以降は、治水安全度はむしろ低下する。

すなわち、イ上流に対する整備効果は、本件金森調節池そのものの機能ではなく、調節池から上流に向けた河床掘削を行い、流下能力を向上させることによって生ずるものである。なるほど、調節池から上流に向けた河床掘削を行った場合には、その周辺の地域の治水安全度は向上する。しかしながら、河床掘削を行った区域の下流側の流下能力は従前と変わらずそのままなのであるから、本件金森調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加してしまうのである（甲67石崎意見書5頁、石崎証人14頁～）。

(甲9 4-3)



ウ この点「想定した降雨パターンを超えるような降雨があった場合には、調節池の貯留能力に収まらない流量になってしまうわけですから、河床掘削をした分だけ下流は危険になるのではありませんか」との質問に対して、小田中証人も「そうですね。調節池が満水になった後に、上流から河道能力を超えるような雨が降ってきた場合は、その断面の変化点のところにより多くの溢水が発生する可能性はあると思います」として、原告の指摘を認めている（小田中証人28頁）。

エ 仮に、本件金森調節池が、河道の流下能力を超える洪水を、すべて貯留できるような大きな施設であれば、話は別である。しかしながら、本件金森調節池の大きさは、わずかに15万 m^3 分にすぎず、調節池は洪水のピークカットをするにすぎず、河道の流下能力を超える洪水を、すべて貯留できるような施設ではない。

オ そして、現況の被告管理区間の流下能力は、神奈川県管理区間にあわせて、時間雨量30ミリ対応程度に止まっており、その一方で、被告は、近年「1時間あたり50ミリを超える降雨が増加している」というのであるから、被告の主

張からしても、本件金森調節池で流水を取り込み、その容量が満水になる事態は、まさに頻発する。

ところが、この原告の主張に対して、被告は、「近年顕著な増加傾向が見られるのは、短時間、局地的に猛烈な雨が降る雷雨性豪雨であり（甲 2－8～10 頁）、降雨のピーク継続時間が本件調節池の機能持続時間を上回ることは考えにくく、本件調節池が満水になる状況が頻発するという原告らの主張は当たらない」（被告準備書面（6）6 頁）と主張する。

すなわち、被告は、一方では、近年「1 時間あたり 50 ミリを超える降雨が増加している」と降雨規模の増加を主張しながら、他方では、「近年顕著な増加傾向が見られるのは、短時間、局地的に猛烈な雨が降る雷雨性豪雨であり（甲 2－8～10 頁）、降雨のピーク継続時間が本件調節池の機能持続時間を上回ることは考えにく」として、降雨規模の増加が限定的であると主張している。

被告は、場面によって主張を変更しているものと言わざるを得ない。これは、通常、矛盾という。

カ 近年の豪雨は、短時間、局地的に猛烈な雨が降る雷雨性豪雨だけではなく、長時間、広範囲に猛烈な雨が降る豪雨も、以下のとおり、現に、各地で毎年のように頻発している。

① 平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害

前線に向かって流れた暖湿流の影響で、広島市上空で積乱雲が発生し、前日 8 月 19 日夜から激しい雷雨に見舞われていた。翌 20 日には広島市三入で午前 4 時 30 分までの 3 時間に降った雨が 217.5mm を観測する猛烈な雨となり、広島市安佐南区や安佐北区で土砂災害が発生し多数の死者・行方不明者が出た。

② 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨

平成 27 年台風第 18 号に伴い関東や東北で豪雨に見舞われ、冠水や土砂崩れ、堤防の決壊が相次いで発生した。特に茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な冠水被害をもたらした。

③ 平成 29 年 7 月九州北部豪雨

梅雨前線の南下と停滞に伴い福岡・大分に被害が出た。死者 34 名。朝倉市黒川で 9 時間降水量 778mm。

④ 平成 30 年 7 月豪雨

台風 7 号の通過後、北海道付近に停滞していた梅雨前線が南下し、北の高気圧と南の太平洋高気圧の勢力が同じ状態に保たれ、梅雨前線が九州から中部地方にかけて長期間に亘り停滞。梅雨前線に向かって台風 7 号がもたらした暖かく湿った空気と太平洋高気圧の縁を回る湿った空気とで梅雨前線が活発化し、7 月 6 日に長崎、福岡、佐賀、広島、岡山、鳥取、京都、兵庫の 8 県、7 日に岐阜県、8 日に高知、愛媛の両県に大雨特別警報が発表。総雨量は高知県馬路村魚梁瀬で 1,852.5mm、徳島県那賀町木頭で 1,365.5mm。各地で大雨による冠水や川の氾濫で甚大な被害が発生。死者は平成以降最悪の 200 人以上。299 人の犠牲者を出した長崎大水害以来初めて水害で 200 人以上の死者を出した。さらに高速道路では法面崩落や土砂流入で通行止めの影響が長引いた。

⑤ 令和元年 10 月豪雨（台風 19 号）

台風 19 号による豪雨で、長野県千曲川など、多くの河川で氾濫、破堤。

⑥ 令和 2 年 7 月豪雨

そして、現在も、熊本県球磨川など九州地方を中心に、これまでの観測記録をはるかに超える豪雨被害が現在進行中である。

キ このような豪雨は、全国どこでも起こりうることであり、境川において、降雨のピーク継続時間が本件金森調節池の機能持続時間を上回ることも十分に考えられる。被告も「降雨のピーク継続時間が本件調節池の機能持続時間を上回ることとは考えにく」というのみで、本件金森調節池が満水となる降雨があること自体は否定していない。

なお、被告は、「原告らは、どのような想定（計画降雨）で調節池が満水になると主張するものか（どのような降雨の場合に本件調整池が満水となるのか、またそのような降雨が生じる確率はどの程度か。甲 1－21 頁，甲 2－37 頁）を明らかにしていない」（被告準備書面（6）4 頁）と主張する。

しかしながら、どのような降雨を想定して、どのような治水計画をするのかを決定するのは、河川管理者である被告であって、原告らではない。そもそ

も、被告自身、「どのような降雨の場合に本件調整池が満水となるのか、またそのような降雨が生じる確率はどの程度か」について、全く明らかにしていないのである。

被告がかかる主張をするのであれば、まずは、被告において、「どのような降雨の場合に本件調整池が満水となるのか、またそのような降雨が生じる確率はどの程度か」について明らかにすべきである。それをせずに、原告らに対してこのような主張を求めるのは、本末転倒というべきである。

ク この点、被告は、「調節池のみの役割を担っている都内既設 27 調節池において」「満水になったことが原因で下流の被害が増大したという事例はない」（7 頁）と主張する。

しかしながら、原告らは、本件金森調節池が満水になったことが原因で下流に被害が生ずると主張しているのではなく、本件金森調節池の建設と上流部の河床掘削を行った場合、本件金森調節池が満水になったことが原因で、調節池周辺に被害が生ずると主張しているのである。被告の主張は原告の主張を意図的にすり替えているのであり、意味がない。

ケ 被告は、「原告らの言う水害発生の危険が本件調節池建設により直接生じるものではない」「上流部の河床掘削は、本件調節池建設を終えた時点（予定では本件調節池着工後 8 年半経過時）での境川の整備状況（例えば、被告管理区域内における他の調節池の整備状況等）を勘案して行うものであり、現時点でどのような河床掘削を行うか（範囲、規模等）は未定である」（被告準備書面（6）3 頁～4 頁）と主張する。

被告の主張は、本件金森調節池の建設と上流部の河床掘削は別の事業であるとして、原告らの言う水害発生の危険は本件金森調節池建設により直接生じるものではない、と主張したいようである。

確かに、被告が述べるとおり「原告らの言う水害発生の危険が本件調節池建設により直接生じるものではない」ことはそのとおりである。原告らは、水害発生の危険が本件金森調節池建設により直接生じるという主張はしていない。

しかしながら、被告の計画は、本件金森調節池を建設することだけでなく、調

節池を担保として調節池から上流に向けた河床掘削を行うこととセットの計画である。被告自身、これまで、原告ら住民に対しても、都議会に対しても、その他誰に対しても、このような説明を繰り返し行ってきた。

この場合、本件金森調節池の容量が満水となった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加してしまう。このことは、小田中証人も認めている（小田中証人 28 頁）。調節池から上流に向けた河床掘削を行わないのであれば、本件金森調節池も建設しないよりは建設した方が治水効果があるというのはそのとおりであるが、被告の計画はまったく異なるものである。

4 本件金森調節池建設以外に、他に有力な代替手段があること

(1) 他に総合治水対策という有効な代替手段がある

前述したとおり、被告東京都は、近年、1 時間あたり 50 ミリを超える降雨が増加していることから、多摩地域においては、1 時間あたり 65 ミリの降雨に対応できるように、河川整備の目標水準を引き上げ、境川においては、増加分の 1 時間あたり 15 ミリについて、そのうち 5 ミリ分は洪水調節池でカットすることにし、残りの 10 ミリ分は流域対策（グリーンインフラ）で対応するとしている（甲 9 の 1）。

5. 洪水調節池と流域対策(グリーンインフラ)の役割分担

○各対策の役割分担イメージ図

mm/hr

65

降雨規模

避難方策の強化

家づくり・まちづくり対策

洪水調節池等

河川等

流域対策(グリーンインフラ)

現在

約5

約50

約10

おおむね 30年後

- ・グリーンインフラは、流域全体において市民が参加して取り組める治水対策
- ・洪水への対応は、双方の特性を踏まえた適切な役割分担の基で実施する必要がある

○洪水調節池

【目的】

洪水を川から直接取り込み、水位を下げる

【特性】

- ・下流部の安全性を確保した上で、上流部の断面拡大が可能
- ・洪水調節に特化した機能
- ・治水効果を早期かつ確実に発現
- ・河川管理者により計画的に施設を設置し、適切な維持管理により安全かつ継続的に機能を確保

調節池

神田川取水施設への流入状況

○流域対策(グリーンインフラ)

【目的】

雨水を流域で貯留・浸透させ、川や下水道への流出を緩和

【特性】

- ・流域の保水・遊水機能を確保
- ・地下水涵養、雨水の有効活用などの多様な機能
- ・治水効果の発現に時間を要する
- ・民間が実施する対策について、計画的に進めること及び設置後の管理状況の把握が困難

<貯留施設>

雨水タンク

防災調整池(境川流域)

<浸透施設>

浸透トレンチ

浸透促進

こうした流域対策（グリーンインフラ）の工事は、金森調節池のように建設に何年も要するようなものではなく、短期間で行うことができ、また流域のどこからでも実施することができる。また、その工事費は、安価である。そして、工事後、工事した量に応じて直ちに効果が発揮される。つまり効果に即効性がある（甲 6 7 石崎意見書 7 頁、石崎証人 1 5 頁～2 3 頁）。

より容易であり、かつ安価で、より早期の効果が期待できる流域対策（グリーンインフラ）という他に有効な代替手段があるにもかかわらず、これを実施しないで、金森調節池というより困難かつ多額の費用を要し、効果（わずか1ミリ分の流量に

しか対応できない)を発揮するまで何年も要する工事を優先することは、治水対策として著しく不合理である。

(2) 最も優先されるべき施策は河道断面の掘削である

被告東京都は、従前、河川整備の目標水準を、1時間あたり50ミリの降雨に対応できることに置き、境川の被告東京都管理部分での河川改修工事はほぼ完了しているとしている。

一方で、下流神奈川県管理部分では、未だ1時間あたり30ミリの降雨にしか対応できていないとされている。

そのため、被告東京都では、神奈川県側に負担を掛けられないとして、境川においてはすでに河道断面を50mm/hで整備したにもかかわらず、工事により発生した本来河道外に搬出するべき土砂を搬出せず河床に残して、30mm/hしか流れないようにしている。つまり、整備されただけの流量を流せないように抑制措置がかけられている状態である。

このような状況で、次に求められる最優先の対策は、まず、下流地域の整備を進め、この流量調整を解除することである。このような対策を優先的に実施することにより、1時間あたり20mm/hの降雨量増に対応できることとなる。

にもかかわらず、被告東京都は、このような対策を優先させるのではなく、現状の30mm/hのまま、原告ら住民に、金森調節池の建設による不利益の負担を強いている。被告東京都による工事計画の遂行順序は著しく不合理であり、原告らの生命・健康・安全に対する危険性を正当化することができない。

5 小括

以上の原告らの指摘に対して、被告は、本件金森調節池が社会的に有用であって、公共性があることの根拠を全く示しておらず、必要性及び公共性の立証はできていない。

第5 本件金森調節池の建設工事に関する行政的基準の遵守状況（住民への説明内容や、住民参加を含む）

1 河川法違反

(1) 河川法に基づく河川整備計画

境川は、河川法上の二級河川であり、河川法の適用を受ける。河川法は、河川整備に関して、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を義務づけている。被告は、本件金森調節池の建設について、河川法に基づく河川整備計画（甲1）に位置づけられていることを主張している（被告準備書面（1）3頁以下、同準備書面（8）6頁以下）。

(2) 平成9年改正河川法の趣旨

平成9年に改正された河川法は、「河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠である。」とし、「工事实施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事实施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとした。」（甲66，河川法16条の2）。

本件金森調節池は、まさに河川整備計画に位置付けられる治水施設であり、このような治水施設の建設には、その地域住民の意向が反映されなければならない。

(3) 本件金森調節池建設決定の過程の情報公開は不十分であること

地域住民の意向が正しく示されるためには、なによりも、当該治水施設の建設にかかわるすべての情報、すなわち、当該治水施設を建設する目的・効果、建設内容・

工法・期間・費用，建設に伴って発生する不利益などの正しい情報が開示されなければならない。

本件金森調節池建設については，平成２７年３月に，被告東京都と町田市の基本協定書が締結されている（甲１２）。平成２７年４月には，被告東京都と神奈川県が，境川水系河川整備計画を策定している（甲１）。

しかし，このような過程において，なぜ神奈川県流域の河川整備に時間がかかるのか，地域住民の反対の意見が強く表明されている本件金森調節池に代わる総合治水対策を優先して進める方策がどのように検討されたのかなど，建設計画決定の過程の情報が十分公開されているとはいえない。

平成２８年６月２４日には町田市議会において，基本協定書の凍結と住民への説明を求めた請願が採択された（甲１３，甲１４）。このような地元議会の意見に対応するためにどのような施策が検討されたのかも，明らかにされていない。

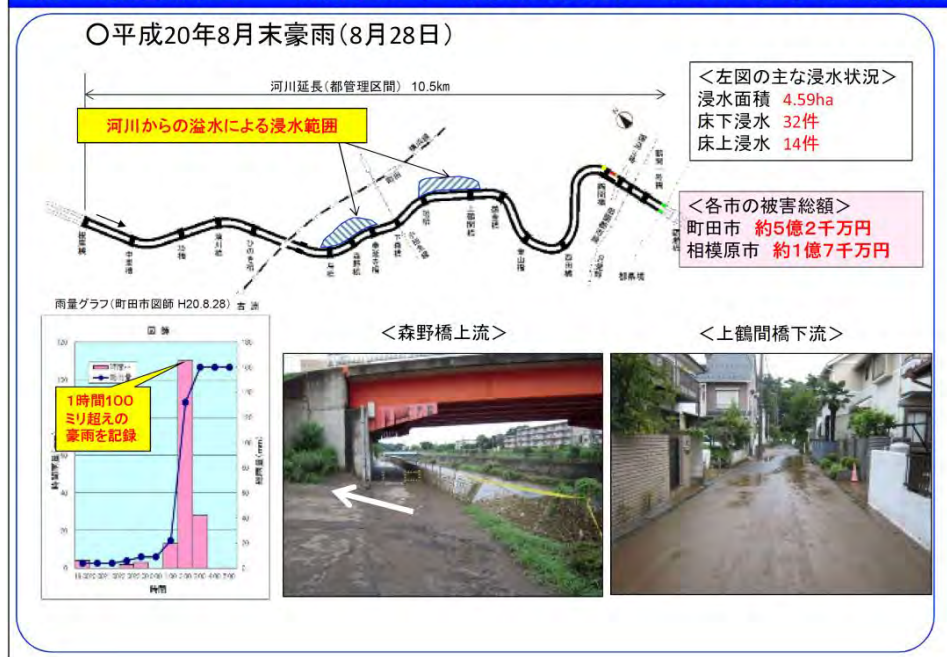
このように，このような地域住民の生活環境に重大な影響を及ぼす工事計画については，地域住民の意見が尊重されなければならないにもかかわらず，地域住民の生命と健康に大きな影響を与える本件金森調節池の建設計画決定の過程について，その情報公開は極めて不十分である。

（４）正しい情報が意図的に伝えられていない

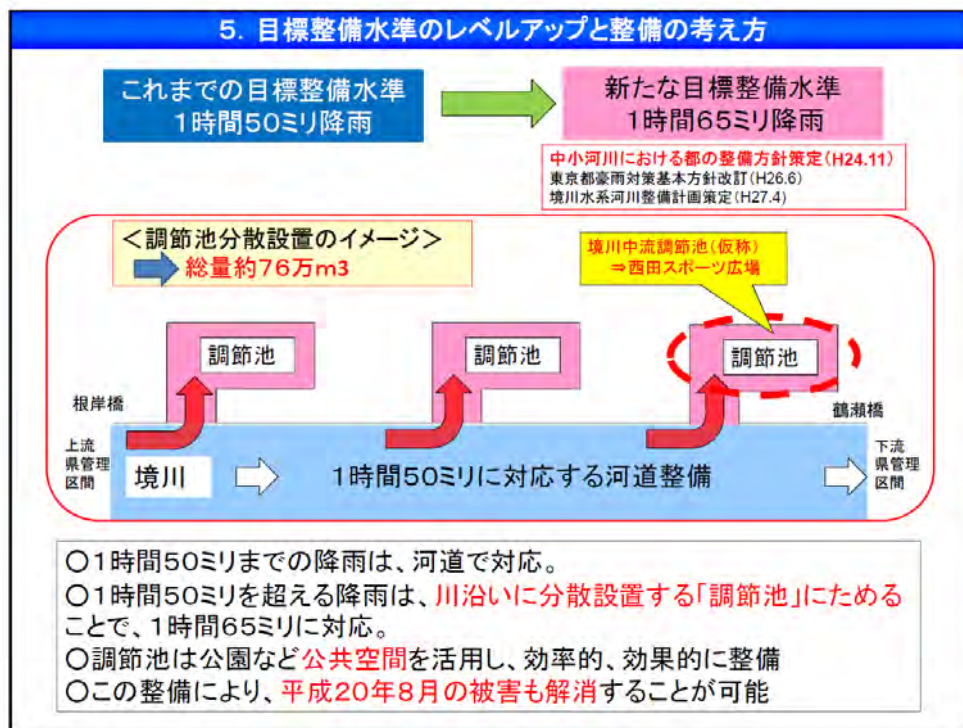
さらに問題は，単に情報公開が不十分であるにとどまらず，正しい情報が意図的に伝えられていないことである。

ア まず，被告東京都は，被告東京都管理区間における洪水被害として，平成２０年８月末豪雨と平成２８年８月台風９号をあげている（甲９の１）。

(参考資料2) 平成20年8月末豪雨における水害状況



そして、被告は、次の図を示して、「この整備により、平成20年8月の被害も解消することが可能」(甲4の1)と説明していた。



これらは、いずれも、金森調節池建設のための住民説明会における資料である。したがって、この資料を見た住民は、金森調節池のような調節池が整備されれば、平成20年8月末豪雨のような水害は防止できるようになると考えるのが通常理解である。

しかしながら、事実はそうではない。

「この整備により、平成20年8月の被害も解消することが可能」というの「この整備」とは、「65ミリ対応の整備」という意味であり、これは、下流神奈川県側も断面積で時間雨量50ミリに相当する河道整備がされているということが前提となっており、そのような「65ミリ降雨に対応する整備を全部将来的に行えば、平成20年8月の被害は解消することができる」という意味であるという（小田中証人30頁）。

この点、「見方によってはこれ、金森調節池を建設すれば、この平成20年8月の被害を解消することは可能というふうに考えているように読めますけれども、非常に不適切な説明だと思うんだけど、そうは思いませんか。」との質問に対しては、小田中証人は「受け止め方によって誤解を与えてしまったならば恐縮なんですけど、基本的には境川の危ない状況であるというのを示すために使っている資料であるというふうに考えています」と述べた（小田中証人30頁）。

結局のところ、被告は、真実は、金森調節池を整備しても、平成20年8月末豪雨のような水害は防止できないにもかかわらず、金森調節池を整備すればそれが防止できるかのようなミスリーディングな説明を行ってきたものと言わざるを得ない。

イ 被告の不適切な説明は、それだけではない。

被告は、河道整備が完了する前の、金森調節池建設による当面の効果として、「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する」と主張する（被告準備書面（1）12頁）。

しかしながら、この計画では、本件金森調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、本件金森調節池周辺の洪水安全度は、むしろ低下する。すなわち、この場合、本件金森調節池が設置されることによって（正確には、本件金森調節池が設置され、上流部の河床掘削がされることによって）、原告らの水害の危険性が、現在よりも増大する結果を招く。そして、この場合、河床掘削を行った区域の下流側の水害の危険性は、調節池から上流に向けた河床掘削の範囲や程度が大きければ大きいほど、増加する。

しかし、被告は、この最も重要な点を、原告らを含む住民らに対して、まったく説明していない。

ウ さらに、本件金森調節池の建設によって、どの程度の上流部の河床掘削を計画しているのか、そのことによって、境川の水害の発生が、どの程度軽減・緩和されるという計画なのか、についても、何ら情報が提供されていない。

被告は、「現時点でどのような河床掘削を行うか（範囲、規模等）は未定である」（４頁）というのであるから、「本件調節池の整備効果」として上流区域の治水安全度がどの程度向上するかについて、何ら具体的な説明はなされておらず、「本件調節池の整備効果」として「上流に対する整備効果」があるという被告の主張は、具体的な根拠の無い、不確定なものと言わざるを得ない（小田中証人２９頁も、シミュレーションをしていないことを認めている。）。

すなわち、被告の本件金森調節池建設計画における、本件金森調節池の「上流に対する整備効果」については、行政計画の根幹部分である事業計画の目的と効果が欠落していることになり、かかる目的と効果を欠いた工事計画の説明は、本来説明されるべき情報を欠いたままなされたものであり、地域住民の意向が正しく示される前提に欠けるものであるばかりでなく、工事予算を承認した都議会の意思決定をも著しく歪めたものというべきである。

(5) 小括

以上のとおり、本件金森調節池建設計画は、河川法の趣旨に反する違法・無効なものといわざるを得ない。

2 特定都市河川浸水被害対策法違反

(1) 境川は、平成 26 年（2014 年）6 月 1 日に、特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けた（甲 6 8）。よって、被告が境川の河川工事を行う場合には、同法に基づく行政的基準も遵守しなければならない。

(2) 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部の河川流域における新たなスキームによる一体的な浸水被害対策が必要だということで、河川法とは別に、平成 15 年（2003 年）に成立した法律である。同法は、洪水被害を防ぐためには、河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画に基づく河川工事だけでは、都市部における浸水被害を防ぐことができない、という基本的な認識のもと、流域全体で一体的な浸水被害対策に取り組むことを求めている。そこで、同法第 4 条では、流域での浸水想定区域の指定や、雨水貯留浸透施設設置の義務付け、などを内容とする、総合的な浸水被害対策のための、「流域水害対策計画」の策定が義務付けられている。

(3) この流域水害対策計画では、

- ① 特定都市河川の整備に関する事項
- ② 特定都市下水道の整備に関する事項
- ③ 特定都市河川流域において河川管理者および下水道管理者以外のものを行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留または地下への浸透に関する事項

の 3 点を定めなければならない。

このように、流域水害対策計画の策定が求められているのは、縦割り行政のもとでそれぞれが水害対策を個別に行うのではなく、浸水被害を防止・軽減するという目的の達成のために、費用対効果が最大となるように、統一的な計画のもとに水害対策を行うことが求められているからである。

(4) 境川は、2014 年 6 月に特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けた（甲

68)。この指定から、すでに6年が経過している。しかし、境川について流域水害対策計画の策定はなされていない。多くの河川については、指定後約2年で流域水害対策計画が策定されている例が多い（甲69）。法には、計画策定の期限までは定められていないが、少なくとも、総予算二百億円以上の大事業を計画するのであれば、流域水害対策計画を策定し、他の総合治水対策との総合的な考慮のもとに、この本件金森調節池の建設の必要性、対策としての相当性が全面的に見直されるべきであった。このように、本件金森調節池の建設を行うとすれば、その前に河川法だけではなく、特定都市河川浸水被害対策法の要求を満たす必要があり、流域水害対策計画の①の特定都市河川の整備に関する事項の中にこの計画を位置付けて、その必要性があらためて検討されるべきであった。

(5) なお、小田中証人は、流域水害対策計画案（乙39）についてパブリックコメントを実施したことは認めながら、そのパブリックコメントの内容は、「策定時」まで公表しないという（小田中証人33頁）。この対応も、住民の意見を取り入れようという姿勢に反している。

(6) よって、流域水害対策計画が未策定の状況で、流域水害対策計画の中に位置づけられない本件金森調節池の建設は、特定都市河川浸水被害対策法に明らかに違反している（甲67石崎意見書8頁，石崎証人17頁）。

第6 上記の総合考量の結果、本件工事は原告らの受認限度を超え、違法である

以上のとおり、金森調節池の治水上の必要性は極めて乏しく、これに対して、原告ら地域住民には広範な被害がある。

それでも、裁判所は、本件金森調節池も建設しないよりは建設した方が、治水効果があるのではないかと誤解されているかもしれないので、念のため、この点について、述べておく。

第1に、調節池から上流に向けた河床掘削を行わないのであれば、本件金森調節池も建設しないよりは建設した方が治水効果があるというのはそのとおりであるが、被告の計画はまったく異なる。被告の計画は、本件金森調節池を建設することだけでなく、調節池を担保として調節池から上流に向けた河床掘削を行うこととセットの計画である。この場合、本件金森調節池の容量が満水となった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加してしまう。

第2に、原告らは、境川においては、治水安全度は低くて良いという主張をしているわけではない。住民の生命・身体・財産を守るためには、治水安全度は高めていく必要がある。そして、そのための手段は他にもあるのに、なぜ、西田スポーツ広場の閉鎖を伴う金森調節池の建設が優先されるのかについて、異議を述べているのである。問題は、その利益と不利益のバランスがまったく取れていないことにある。

裁判所においては、是非とも、以下の視点を踏まえてご判断いただきたい。

第1に、抽象的一般的にはその事業が必要であり、実施された方がより良いとしても、住民の生活からみて、より切迫したより必要性の程度の高い事業があることについて、優先度の検討がなされていないという点である。境川の場合でいえば、下流を含めて時間雨量50ミリに対応する河道整備こそ必要かつ緊急かつ重要な事業であることは明らかである。

第2に、その効果を達成するために、金森調節池事業以外の他の方法の選択はあり得ないか、という代替方法の検討が全くなされていないという点である。流域対策を行えば、金森調節池建設と同じ効果を、より早期により安価に行うことができる。

第3に、それでも、金森調節池建設を行うという場合でも、「今この時期に」「この規模で」「この場所に」本当に必要なのか、という検討がなされていないという点である。たとえば、なぜ西田スポーツ広場の代替施設を確保することを待てなかったのか、その説明は全くなされていない。

そもそも、本件金森調節池は、本来、境川の洪水被害から、地域の住民の生命・身体・財産の安全を守るための工事のはずである。にもかかわらず、多くの地域住民が反対している。この反対は、地域ぐるみといえる拡がりを示しており、裁判原告となって提訴したものはそのほんの一部である。

それは、なぜなのか。本件金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害（交通事故、騒音・粉塵、保育園経営への影響、農業への悪影響、西田スポーツ広場を使えなくなる不利益など）の方が、はるかに大きいと、多くの住民が確信しているからである。そして、このような確信は被告東京都の説明を聞き、工事計画を良く理解した上で、冷静に地域住民が検討した結果たどり着いた結論なのである。

端的に言えば、境川の洪水によって命を落とすよりも、建設工事の工事車両による交通事故によって命を落とす可能性の方がはるかに高い。このことは動かしがたい前提事実である。

このような工事に、多くの地域住民が反対し、工事の差し止めを求めることは当然であり、裁判所もこのような地域住民の意見を真摯に受け止め、行政の主張と住民の主張のどちらに合理性があるかを公正な立場で判断するべきである。

なお、原告らが被る損害・不利益は、損害賠償請求では填補することができない。本件工事では、多数の工事車両が、平穏な住宅街の中を通行することとなっており、こぼと保育園を利用する園児や、登下校をする小中学生などを含む周辺住民が交通事故に遭う危険性は極めて高い。しかも、一般車両と異なり、工事車両は大型であり、交通事故が生じたときには、被害者が死亡する蓋然性が高い。このような重大な被害の発生を未然に食い止めるためには、本件工事を差し止めるほかない。

以上のとおり、本件工事によって原告ら周辺住民が被る権利侵害、損害、不利益は、損害賠償請求では填補することができないため、工事の差し止めをする必要性が高い。裁判所は、原告らの請求を認めるべきである。

以上